飲食店の喫煙室設置条件の早見表(第2種施設 原則屋内禁煙)

①2020年4月1日時点(3月31 日までに営業許可を取得済み)で 営業している飲食店である。	Y e s			
②資本金または出資の総額が 5,000万円以下であり、 かつ客席面積が100㎡以下である。	Yes		N o	
③喫煙室内での飲食を可能にする。	Yes	No	Yes	No
A.喫煙専用室	×	0	×	0
B. 加熱式たばこ 専用喫煙室	0	0	0	0
C. 喫煙可能室 (屋内の全て)	0	0	×	×
D. 喫煙可能室 (屋内の一部)	0	0	×	×

※2020年4月1日以降に営業許可を受けた飲食店は、喫煙可能室(C、D)を設置することができません。

【注意点】

- 1) A~Dの喫煙室は客、従業員ともに喫煙室内への20歳未満の立ち入りはできません。
- 2) A~Dの喫煙室を設置した場合は、標識の掲示が必要です。
- 3) A、C、Dの喫煙室は、紙巻きたばこ、加熱式たばこともに喫煙可能です。
- 4) Bの喫煙室は、加熱式たばこのみ喫煙可能です。
- 5) 喫煙可能室 (CまたはD) を設置する場合は、届出書の提出をお願いします。

【喫煙室設置の技術的基準】

- ① 喫煙室の出入口で屋外から屋内への風速が 0、 2 m/秒以上であること
- ② 壁や天井によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
- ※屋内全てを喫煙可能室とする場合は、喫煙室とする屋内が壁、天井によって区画 されている必要があります。